団体用

メールを使用した文教施設利用許可申請について

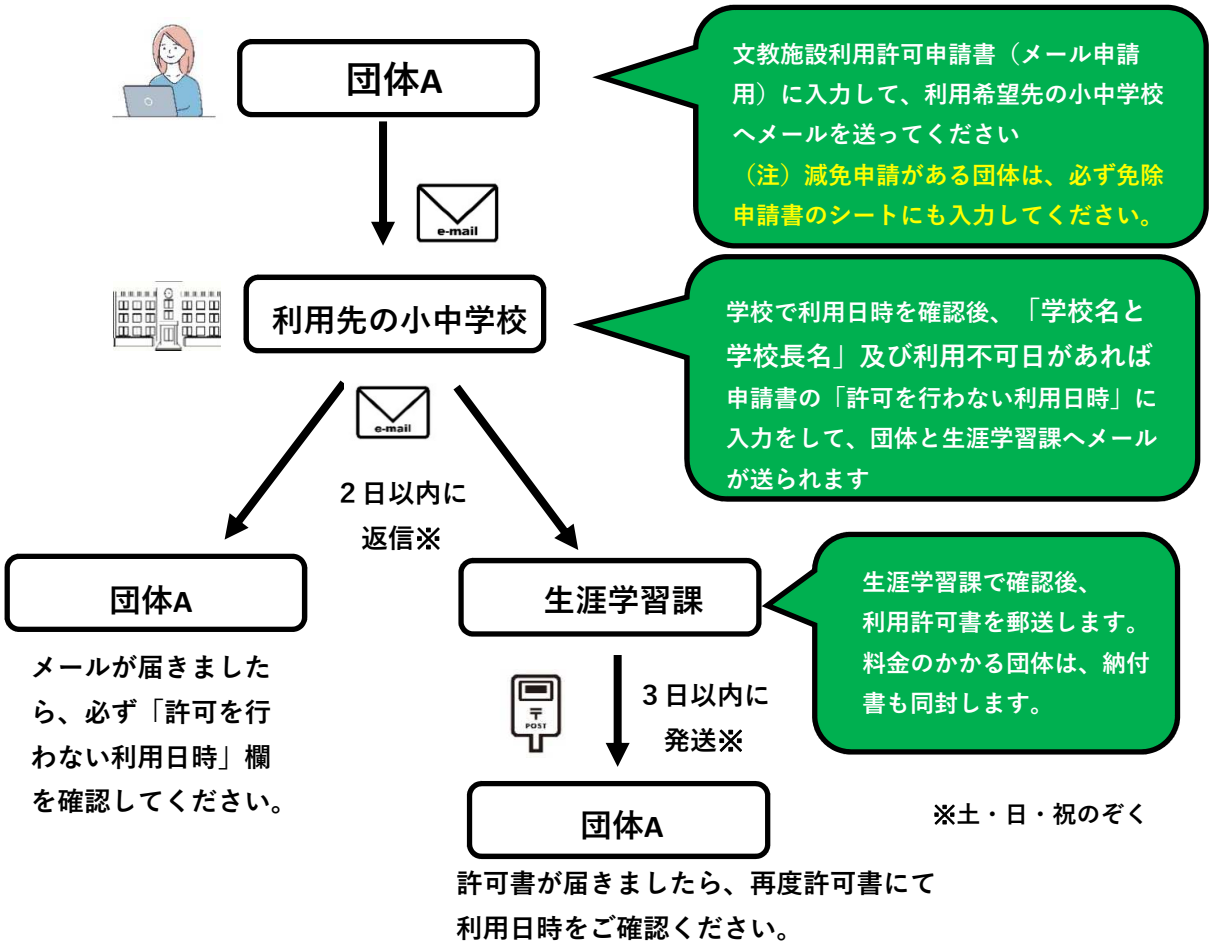

◆メールでの申請の場合、学校及び生涯学習課へお越しいただく必要はありません。
ただし、申請から許可書が手元に届くまで、郵送期間も含め約１週間前後かかる予定です。
申請はお早めにお願いいたします。

手　順

＜1団体につき、1つのメールアドレスで送信してください＞

1 文教施設利用許可申請書（メール申請用）に入力する

・減免のある団体は、申請書の別シート「免除申請書」にも必ず<u>入力して</u>学校へメールして下さい。
（このシートは学校では確認せず、生涯学習課で確認します）

2 利用希望の小中学校に上記を添付してメールを送る

・対応の学校については、【メール申請利用可能施設一覧】で確認出来ます（R5.10現在　5校が対応可）
・旧西部中学校の利用は、生涯学習課(bunkyou@city.hashimoto.lg.jp)へメールしてください。

3 学校で利用日時を確認後、メールが返信されます

・メールが返信されたら、「許可を行わない利用日」欄を確認してください。
・3日以内に返信がない場合は、お手数ですが学校へご連絡をお願いします。

4 生涯学習課から、郵便にて利用許可書が届きます

・利用許可書にて利用日時を再度確認してください。
・料金のかかる団体は、納付書も同封いたしますのでお支払いをお願いいたします。